

令和2年第4回山鹿市農業委員会総会議事録

令和2年4月6日(月) 13時25分から14時22分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 稲葉 和弘	4番 森 利光
5番 欠 席	6番 長曾我部徹	7番 米岡 一利	8番 欠 席
9番 栗原 政数	10番 阿蘇品幸博	11番 守川 千穂	12番 廣田 幸徳
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

2名 5番 廣松 久喜 8番 若杉 史

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口 美治
主任：北原 薫 主任：山口 儀一郎 主事：坂本 由衣

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名： 10番 阿蘇品幸博

5. 議題

議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第28号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第29号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
議案第30号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第7号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第8号 農地法第5条第1項の規定による届出の取消
報告第9号 農地法第4条第1項の規定による届出

1. 開 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

事務局長（堤高治君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、5番 廣松 久喜委員及び8番 若杉 史委員から欠席の連絡がっております。農業委員総数14名のうち、12名が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会は成立しております。

2. 会長挨拶

事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和2年第4回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、6番長曾我部徹委員 7番米岡一利委員にお願いします。

4. 議 事

議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第24号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の1ページをお願いします。

議案第24号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。農地等の所有権の移転について、下記のとおり申請があったので、農地法第3条第1項の規定により許可したいから、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号 41 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、親子間による贈与でございます。調査書につきましては1ページ記載のとおりです。
議案書5ページをお願いします。

提案番号 42 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては2ページ記載のとおりです。
議案書6ページをお願いします。

提案番号 43 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得でございます。調査書につきましては3ページ記載のとおりです。議案書7ページをお願いします。

提案番号 44 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
本案件は山鹿市農業委員会が定める別段面積、10アール要件による申請でございます。
譲受理由は、譲受人が申請地に隣接する空き家に転居されることから、耕作便利による取得でございます。

また、権利取得後の耕作面積は、議案書の22ページ。議案第25号の提案番号8番と合わせて1,636㎡となります。調査書につきましては4ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号 45 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人が養豚業を経営されており、申請地が譲受人の所有する豚舎に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては5ページ記載のとおりです。

譲受人は、今回が初めての申請でございますので、法人の概要について説明いたします。調査書の8ページに農地所有適格法人の要件について記載しております。

まず、「法人の組織形態要件」につきましては、平成17年6月1日に登記がされておりますので、該当いたします。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業関連事業であることとなっており、定款及び履歴事項全部証明に「農産物の生産、加工、販売」の記載がありますので、該当しております。

次に「議決権要件」につきましては、「本法人の議決権は60で、そのうち、法人の農業従事者の議決権が60で、過半を占めていますので、該当しております。

また、「役員要件」につきましても、本法人の役員は2名で、全員が年間150日以上農作業に常時従事されますので、該当いたします。以上4つの要件全てを満たしております。

議案書9ページをお願いします。

提案番号 46 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、申請地が譲受人の所有する畜舎周辺であることから耕作便利による取得でございます。調査書につきましては6ページ記載のとおりです。議案書10ページをお願いします。

提案番号 47 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の所有する畜舎周辺であることから耕作便利による取得でございます。調査書につきましては7ページ記載のとおりです。議案書11ページをお願いします。

提案番号48番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅に隣接していることから耕作便利による取得でございます。調査書につきましては9ページ記載のとおりです。議案書12ページをお願いします。

提案番号49番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。調査書につきましては10ページ記載のとおりです。議案書13ページをお願いします。

提案番号50番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅に隣接していることから耕作便利による取得でございます。調査書につきましては11ページ記載のとおりです。議案書14ページをお願いします。

提案番号51番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地の周辺を耕作されていることから耕作便利による取得でございます。調査書につきましては12ページ記載のとおりです。議案書15ページをお願いします。

提案番号52番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の新規参入による取得でございます。耕作面積は、市外で大葉を作付けされている面積でございます。調査書につきましては13ページ記載のとおりです。

譲受人は、今回が初めての申請でございますので、法人の概要について説明いたします。調査書の16ページに農地所有適格法人の要件について記載しております。

まず、「法人の組織形態要件」につきましては、平成29年7月31日に登記がなされておりますので、該当いたします。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業関連事業であることとなっており、定款及び履歴事項全部証明に「農産物の生産、販売」の記載がありますので、該当しております。

次に「議決権要件」につきましては、「本法人の議決権は90で、そのうち、法人の農業従事者の議決権が90で、過半を占めていますので、該当しております。

また、「役員要件」につきましても、本法人の役員は1名で、年間150日以上農作業に常時従事されますので、該当いたします。以上4つの要件全てを満たしております。議案書18ページをお願いします。

提案番号53番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の新規参入による取得でございます。調査書につきましては14ページ記載のとおりです。議案書19ページをお願いします。

提案番号54番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の新規参入による取得でございます。調査書につきましては15ページ記載のとおりです。議案書20ページをお願いします。

提案番号 55 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得でございます。調査書につきましては、17 ページ記載のとおりです。議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 56 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 18 ページ記載のとおりです。

以上 16 件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 41 番から 47 番を北部地区担当委員

6 番（長曾我部徹君）

提案番号 41 番から 47 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 48 番から 55 番を南部地区担当委員

12 番（廣田幸徳君）

提案番号 48 番から 55 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 56 番を東部地区担当委員

9 番（栗原政数君）

提案番号 56 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

13 番（隈部誠一君）

提案番号 52 番の法人及び 54 番の法人は農地を売り渡されるとの事ですが、その理由は何ですか？

事務局（山口儀一郎君）

ただ今の、隈部委員の質問にお答えします。

提案番号 52 番及び 54 番の法人は、今回の譲受人とは、氷川町において、ともに大葉を栽培され、同じ生産組合を通じて交流があり、今後、譲受人が山鹿市に拠点において、生産拡大を計画されて

いるため、今回の売買につながったものです。

議長（坂本照子君）

隈部委員よろしいですか。

13番（隈部誠一君）

了解しました。

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第24号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第25号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の22ページをお願いします。

議案第25号、「農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」でございます。農地等の使用収益権の設定について、下記のとおり申請があったので、農地法第3条第1項の規定により許可したいから、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号8番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は山鹿市農業委員会が定める別段面積、10アール要件による申請でございます。

借受理由は、申請地が譲受人の転居予定地周辺であることから、耕作便利による賃貸借権設定5年でございます。調査書につきましては19ページ記載のとおりです。議案書23ページをお願いします。

提案番号9番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定10年でございます。

調査書につきましては20ページ記載のとおりです。議案書26ページをお願いします。

提案番号10番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の新規就農による賃貸借権設定10年でございます。調査書につきましては21ページ記載のとおりです。議案書27ページをお願いします。

提案番号11番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の新規就農による賃貸借権設定10年でございます。調査書につきましては22ページ記載のとおりです。

以上4件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 8 番を北部地区担当委員

3 番（稲葉和弘君）

提案番号 8 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 9 番を南部地区担当委員

1 番（竹下輝明君）

提案番号 9 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 10 番から 11 番を東部地区担当委員

7 番（米岡一利君）

提案番号 10 番から 11 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 25 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 25 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書の 28 ページをお願いします。

議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

農地法第 4 条第 1 項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものでござい

ます。

提案番号7番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
別紙2現地写真・土地利用計画図の1ページ及び2ページをお願いします。

現況は、昭和45年頃に植林されており、その経緯については、始末書を添付されているため追認となります。

立地基準については、申請地の農地区分は第2種農地であり、一般基準については、調査書記載のとおりでございます。よって、本案件は総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号7番を北部地区担当委員

2番（下田幸夫君）

提案番号7番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書の29ページ及び30ページをお願いします。

議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものでございます。

提案番号17番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の3筆の畑、1,558㎡及び411㎡の3筆の雑種地、原野など合計1,969㎡を取得し、碎石運搬車の水切り場及び社員駐車場として転用する案件です。

現況は、昨年まで水稻を作付けしていた農地です。

今回、農地等を取得し、更なる粉塵拡散防止対策を図るため水切り場の延長を計画されるものです。

立地基準については、申請地の農地区分は第2種農地であり、一般基準については、調査書記載のとおりでございます。よって、本案件は総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の31ページをお願いします。

提案番号18番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の3筆の田、2,541㎡を取得し、展示場及び資材置場、駐車場として転用する案件です。

現況は、昨年まで水稻を作付けしていた農地です。

申請人は、サッシ硝子店を営んでいますが、本店の敷地が手狭なため、自宅に隣接した申請地に、商品展示場及び資材置場、駐車場に整備する計画です。

立地基準については、申請地の農地区分は第3種農地であり、一般基準については、調査書記載のとおりでございます。よって、本案件は総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の32ページをお願いします。

提案番号19番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の2筆の畑、982㎡及び、隣接する2筆の宅地320.99㎡、合計1,302.99㎡を取得し、建売住宅として転用する案件です。

現況は、遊休農地となっています。

申請人は、住宅の建築、販売業などを営む法人で、申請地周辺は交通の便が良く、住環境も整っているため、住宅の需要が見込まれることから、8区画の建売分譲住宅を整備する計画です。

立地基準については、申請地の農地区分は第3種農地であり、一般基準については、調査書記載のとおりでございます。よって、本案件は総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の33ページをお願いします。

提案番号20番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑、2,927㎡を取得し、建売住宅として転用する案件です。

現況は、昨年まで水稻を作付けしていた農地です。

申請人は、建築工事の請負等を営む法人で、申請地周辺は住環境も整っており、住宅の需要が見込まれることから、10区画の建売住宅を整備する計画です。

立地基準については、申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が建売住宅で集落に接続して設置されるため、不許可の例外に該当するものと考えられます。

一般基準については、調査書記載のとおりでございます。よって、本案件は総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の34ページをお願いします。

提案番号21番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、50㎡を取得し宅地拡張として転用する案件です。

現況は、既に宅地となっており、その経緯については、始末書を添付されているため追認となり

ます。

譲渡人は、昨年10月に農地転用の許可を受け、隣接地に一般個人住宅を建築されていますが、譲受人の住宅敷地の一部が、譲渡人の土地にはみ出している事が判明したため、今回の申請に至っております。

立地基準については、申請地の農地区分は第3種農地であり、一般基準については、調査書記載のとおりでございます。よって、本案件は総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の35ページをお願いします。

提案番号22番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、500㎡を使用貸借し、一般個人住宅として転用する案件です。現況は、遊休農地となっています。

申請人は、実家に隣接し、父が所有している申請地に、木造2階建住宅を建築する計画です。

立地基準については、申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が一般個人住宅で集落に接続して設置されるため、不許可の例外に該当するものと考えられます。

一般基準については、調査書記載のとおりでございます。よって、本案件は総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の36ページをお願いします。

提案番号23番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田、448㎡を使用貸借し、一般個人住宅として転用する案件です。現況は、遊休農地となっています。

申請人は、実家に隣接し、父が所有している申請地に、木造平屋建住宅を建築する計画です。

立地基準については、申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が一般個人住宅で集落に接続して設置されるため、不許可の例外に該当するものと考えられます。

一般基準については、調査書記載のとおりでございます。よって、本案件は総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、7件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号17番を北部地区担当委員

3番（稲葉和弘君）

提案番号17番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号18番から23番を南部地区担当委員

10番（阿蘇品幸博君）

提案番号18番から23番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第27号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書37ページをお願いします。

議案第28号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

農用地の所有権移転について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号19番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、3月17日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。38ページをお願いします。

提案番号20番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、3月17日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。39ページをお願いします。

提案番号21番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、3月18日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。40ページをお願いします。

提案番号22番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、3月18日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。41ページをお願いします。

提案番号23番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、3月18日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。42ページをお願いします。

提案番号 24 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。
この案件につきましては、3月18日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。43ページをお願いします。

提案番号 25 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。
この案件につきましては、3月18日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、提案番号 19 番から提案番号 25 番までの調査書につきましては、40 ページから 46 ページ記載のとおりです。また今回の 7 件の申請については、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 28 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 29 号、農業経営基盤強化促進法の規定による、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 44 ページをお願いします。

議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転

農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。

この議案につきましては、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 12 件、その面積は 35,918 m²でございます。

提案番号 12 番 申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりです。利用内容は水稻を作付け予定でございます。

提案番号 13 番から提案番号 23 番までは借人が同一ですので一括して説明いたします。申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりです。利用内容は水稻を作付け予定でございます。

ます。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。
以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 29 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。

まず初めに、提案番号 69 番から提案番号 105 番までについて審議を行います。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 47 ページをお開き下さい。

議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。

今回の利用権設定は、再設定が 7 件、新規設定が 32 件、合計 39 件でその面積は、130,954 m²でございます。議案書に基づきまして、農用地利用集積計画の内容を説明いたします。

47 ページ提案番号 69 番から、48 ページ提案番号 74 番までは期間満了による再設定のため、申請内容についての説明は省略させていただきます。49 ページをお開き下さい。

提案番号 75 番から 51 ページの提案番号 81 番までは借人が同一です。

申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。52 ページをお開き下さい。

提案番号 82 番から 54 ページ提案番号 88 番までは、借人が同一です。

申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。

提案番号 89 番 申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。55 ページをお開き下さい。

提案番号90番 申請地、申請人、契約期間につきましては、議案書記載のとおりで、「水稻」を作付け予定でございます。

なお、調査結果の詳細につきましては、別紙調査書の54ページのとおりでございます。

提案番号91番 申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。56ページをお開き下さい。

提案番号92番から提案番頭93番までは、借人が同一です。

申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりで、水稻、飼料作物を作付け予定でございます。

提案番号94番 申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。

提案番号95番 申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。

提案番号96番 申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。

提案番号97番 申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。58ページをお開き下さい。

提案番号98番から提案番号99番までは借人が同一ですので一括して説明いたします。申請地、申請人契約期間については、議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。60ページをお開き下さい。

提案番号100番 申請地、申請人、契約期間につきましては、議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。

提案番号101番から提案番号102番までは借人が同一ですので一括して説明いたします。申請地、申請人、契約期間につきましては、議案書記載のとおりで、大豆、麦を作付け予定でございます。

提案番号103番 申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりで、水稻を作付け予定でございます。61ページをお開き下さい。

提案番号104番 申請地、申請人、契約期間は、議案書記載のとおりで野菜を作付け予定でございます。

提案番号105番 申請地、申請人、契約期間は、議案書記載のとおりで、青ネギを作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は48ページから66ページに記載してあるとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号69番から105番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号69番から105番までについては、原案のとおり決定いたしました。

次に、提案番号68番と106番を審議します。この提案番号については、申請人が10番阿蘇品委員本人であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限を受けますので、10番阿蘇品委員は審議の参加をご遠慮願います。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

47ページをお開き下さい。

提案番号68番 申請地、申請人、契約期間につきましては、議案書記載のとおりで、「水稻」を作付け予定でございます。61ページをお開き下さい。

提案番号106番 申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりで、「水稻」を作付け予定でございます。

なお、提案番号68番、提案番号106番の申請についての調査書につきましては、47ページ、67ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号68番と提案番号106番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、提案番号 68 と提案番号 106 番については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第 30 号は、終わります。

4. 報 告

議長(坂本照子君)

次に、報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局(山口儀一郎君)

議案書 6 2 ページをお願いします。

報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 2 年 2 月に届出がありました件数は 13 件、筆数の合計は 61 筆、面積の合計は 71,602 m²でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

議長(坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第 7 号は終わります。

次に、報告第 8 号、農地法第 5 条の第 1 項の規定による届出の取消について、事務局から説明をお願いします。

事務局(坂口美治君)

議案書の 6 5 ページをお願いします。

報告第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による届出において、許可が不要とされている案件について、「許可不要転用届取消願」が提出されておりますので、令和 2 年 2 月分の報告をいたします。届出件数は 1 件です。

土地の所在、申請者、土地の所有者、転用の事由については、議案書記載のとおりでございます。取消事由につきましては、令和元年 12 月 12 日付けで届出があった後、地質調査の際、申請地の地盤が軟弱である事が判明したため、計画の断念に伴い、今回、取消の届け出が提出されてお

ます。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第8号は終わります。

次に、報告第9号、農地法第4条の第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書の66ページをお開きください。

報告第9号、農地法第4条第1項の規定による届出において、許可が不要とされている案件について、「許可不要転用届」が提出されておりますので、令和2年2月分の報告をいたします。届出件数は2件です。

土地の所在、申請者、土地の所有者については、議案書記載のとおりでございます。

転用の内容は、受付番号2番及び3番とともに、県営治山事業に伴う治山施設（治山ダム）の設置及び保安林の指定でございます。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第9号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和2年第4回総会を閉会いたします。

6.閉 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会

議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 _____

6 番 農業委員 _____

7 番 農業委員 _____